

平成 16 年度
建設情報収集等管理調査
報告書
〈インドネシア編〉

2005 年 3 月

国土交通省

発注先 財団法人 建設経済研究所

平成 16 年度建設情報収集等管理調査報告書

目次

I	建設関連法規の体系	1
II	建設業関連制度	3
	1. 国内の建設業許可制度	3
	2. 外国会社の進出形態	5
III	政府調達関連制度	7
	1. 外国会社の参加について	7
	2. 調達方法	7
	3. 調達制度の動向	9
IV	建設市場	10
V	課題	10
	《補足》	11
	《参考》	13

I 建設関連法規の体系

インドネシア国内の建設に関する法規は、開発を含む建設全般に関する国内初の基本法として、1999年5月7日付けで法律第18号（Construction Services Law。以下「建設業法¹」という。）が制定された。この法律を中心として、下記の3つに分類することができる。

(1) 建設業全般

建設業法は、全12章46条で構成され、一般規定のほか、建設業業務、技術要件、入札契約、紛争の解決、会社及び個人業者の証明書並びに会社の格付け等幅広く規定されている。

この建設業法を補足する形で、2000年政令第28号、第29号及び第30号の3つの政令がある。同政令第28号では、建設業に従事する会社及び個人業者の分類・格付制度や建設業許可制度等が、同政令第29号では、入札制度を中心に建設業（建設サービス）に関する規定が、同政令第30号では建設業の指導・育成の細目が定められている。

地方政府による国内建設会社の建設業許可を定めたものとして、2001年インフラ・定住省²大臣決定書第369号があり、外国建設会社の代理店(representative offices)の設置許可を規定するものとして1991年公共事業大臣規則第50号がある。

(2) 政府調達関連

政府調達実施の指針に関する2003年大統領令第80号（以下「第80号令」という。）が政府調達制度の根拠法であり、2004年1月に施行されたが、これは、産品・サービスの政府機関が行う調達実施の指針に関する2000年大統領令第18号を整備・補強したものである。

第80号令では、外国会社の参加、調達方法の細目等が定められているが、現段階において、第80号令の趣旨に沿って政府調達が実施されているとは言い難いのが実状のようである。

(3) 外国投資関連

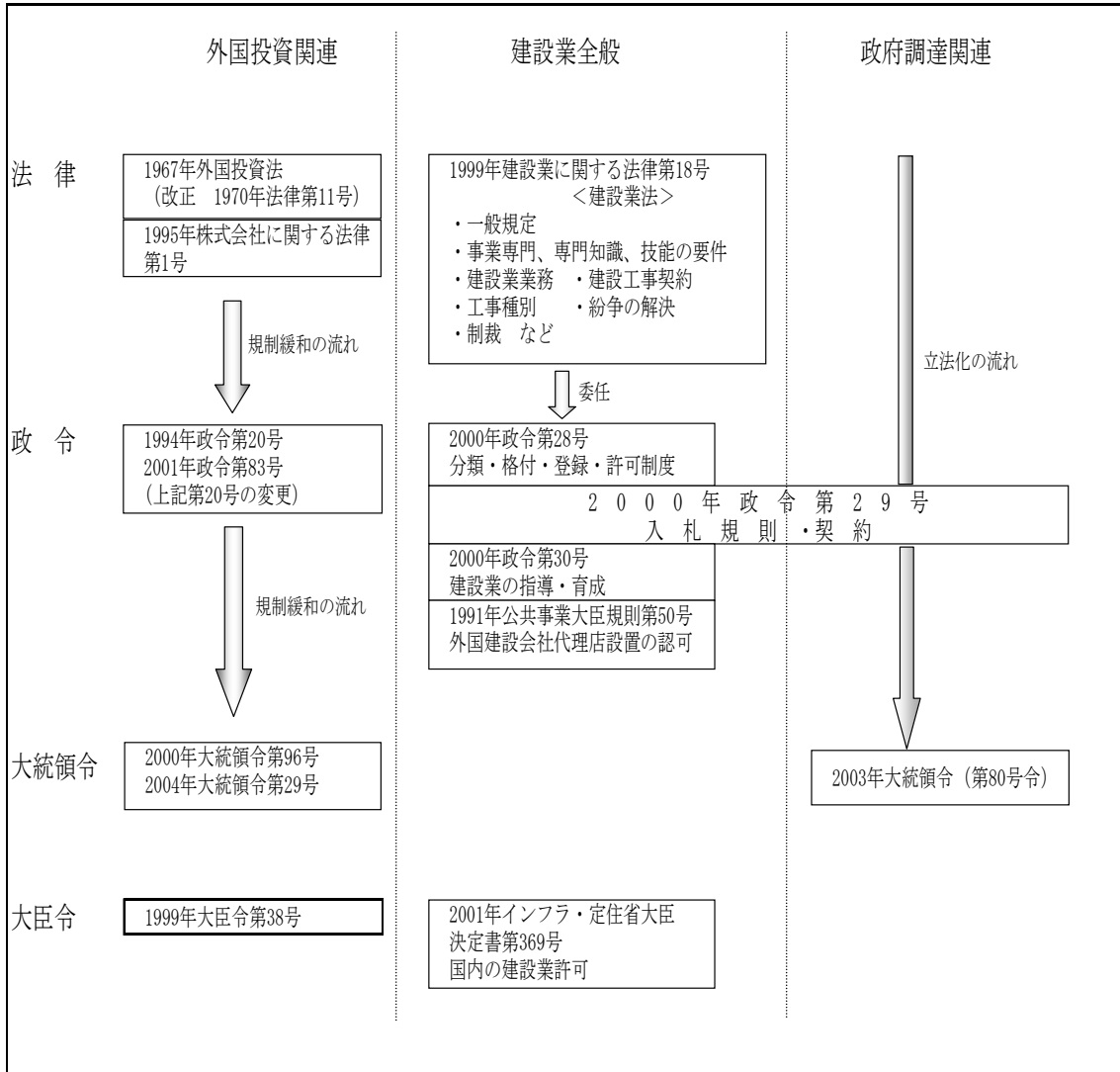
外国資本がインドネシア国内に建設会社を設立する際には、1967年外国投資法（改正1970年法律第11号）、1995年「株式会社（尼語でP.T.Perseroan）」に関する法律第1号、1994年政令第20号、2001年政令第83号（「1994年政令第20号の変更」

¹ 同法を「建設事業法」あるいは「建設サービス法」と訳している文献もあるが、同法は主に建設業に関する事項を定めていることから、本稿では「建設業法」という。

² 1991年当時の公共事業省は、その後、インフラ・定住省と改名され、再度、インフラ・定住省から公共事業省に改名されている。詳細は末尾参考資料参照。

に関する政令)、2000年大統領令第96号、2004年大統領令第29号、1999年大臣令第38号、2000年大統領令第118号及び2001年大統領令第127号等の定めに従う。

【建設関連法規の構成】



II 建設業関連制度

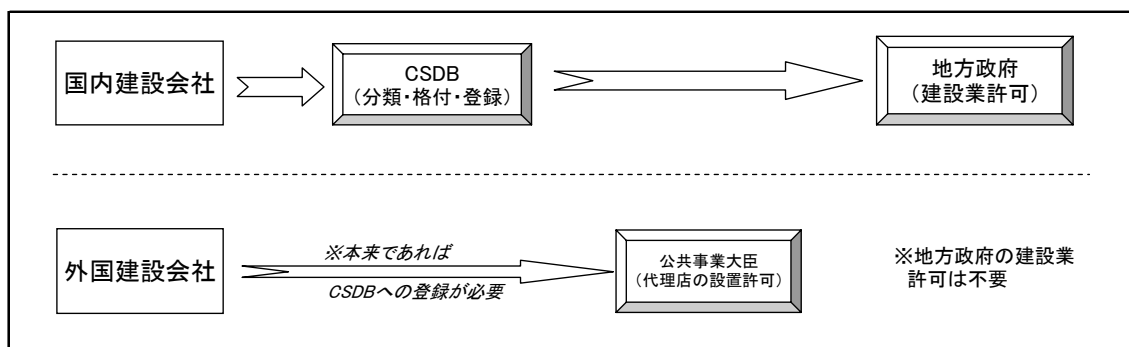
1. 国内の建設業許可制度

(1) 建設業法

建設業法等に基づいてCSDB³が設置され、資本形態に関わらず、CSDBに登録する必要があるが、現時点では、次の表のとおりである。

なお、外国建設会社とは、1991年公共事業大臣規則第50号第1条bにより、外国法に基づいて設立され、その本拠地が外国にある建設会社や建設コンサルタントであり、外国資本によって設立された現地法人は、外資100%でも、国内建設会社となる。

【資本形態別の登録・許可の流れ（現時点）】



(2) CSDBにおける格付・登録

建設業法から委任された政令として、2000年5月30日付けで政令第28号が制定され、建設業に従事する会社及び個人業者の分類⁴・格付⁵・登録⁶制度の細目が定められた。

建設業に従事する会社及び個人業者は、分類に応じて、協会（CSDBを指す。）による格付の審査を受け、資格⁷を取得しなければならない（同政令第28号第8条第1項）。

³ CSDBについては、末尾資料参照。


⁴ 分類とは、業務部門又は分野に従い建設業における事業のグループ分けを行うこと（2000年政令第28号第1条）。

⁵ 格付とは、能力及び力量の程度に従い建設業における企業のグループ分けを行うこと（同第1条）。

⁶ 登録とは、個人及び事業体の専門知識、技術、専門能力を規定し、証明書の形で、格付・資格に従って事業免許を規定する行為である（同第1条）。

⁷ 資格とは、企業、個人業者にかかわらず、建設業における能力及び力量が分類・格付され、認定されたことの証明である（同第1条）。

格付については、大きく分野別（工事種別）に「大・中・小」のグループに分かれ（同政令第 28 号第 8 条第 3 項）、それが更に「B、M1、M2、K1、K2、K3」の 6 段階に分かれている（2002 年 C S D B 決定書第 75 号第 12 条）。

 **参考** ～分類・格付に関する条文

①建設業法（1999年法律第18号）第8条
事業形態の建設計画者、請負者、建設監督者は、
a 建設業分野の事業免許要件に適合すること。
b 建設業企業の証明書、格付、資格を有すること。

②2000年政令第28号第8条第1項
建設業に従事する企業および個人業者は、協会による分類および格付け審査を受け、資格を取得しなければならない。

【格付と参加できる案件規模】

グループ	格付	参加できる案件規模
大	B	100億ルピア以上の案件に参加可能
中	M 1	30億～100億ルピアの案件
	M 2	10億～30億ルピアの案件
小	K 1	4億～10億ルピアの案件
	K 2	1億～4億ルピアの案件
	K 3	1億ルピア以下の案件

分類は、土木、建築、環境整備、機械、電気工事の 5 部門である（同政令第 28 号第 7 条及び第 8 条）。

国内建設会社及び外国建設会社は、既に分類及び格付の資格を得た会社として、協会（C S D B を指す。）に登録しなければならない（同政令第 28 号第 12 条第 1 項）。

(3) 建設業許可（尼語で Izin Usaha Jasa Konstruksi. 以下 IUJK という。）

国内建設会社は、（C S D B への登録後）営業許可（IUJK を指す。）を取得しなければならない（2000 年政令第 28 号第 14 条第 1 項）。

[申請手続]

IUJK の取得を希望する国内建設会社は、所定の申請書に記入し、県知事あるいは市長等に申請しなければならない。申請書は 2001 年インフラ・定住省大臣決定書第 369 号に決められており、申請書には下記書類を添付しなければならない（同大臣決

定書第 369 号第Ⅲ章第 1 項及び第 2 項)。

- a 機関 (C S D B を指す。) に既に登録された証明書の写し
- b IUJK 手続手数料の支払証明の写し

[発行機関]

IUJK は、当該の会社が本拠地を置く地の県・市政府によって発行される (同大臣決定書第 369 号第Ⅱ章第 1 項)。

[手数料]

IUJK 手続手数料の額は、現行法規に従い、県知事・市長がこれを決定する (同大臣決定書第 369 号第Ⅱ章第 4 項) ため、実際の申請時には所在地の県・市政府に確認する必要がある。

[有効期間]

県・市政府が発行する IUJK は、3 年間有効で、延長することができる (同大臣決定書第 369 号第Ⅳ章第 1 項)。

また、IUJK は工事案件ごとではなく業者ごとであり、一度ある県・市において取得すると、インドネシア全域における建設業の営業活動を行う際に有効である (同大臣決定書第 369 号第Ⅳ章第 2 項)。

2. 外国会社の進出形態

(1) 外国建設会社の代理店の設置

①代理店の定義

外国建設会社の参入は、1991 年公共事業大臣規則第 50 号により規制されている。

外国建設会社とは、外国法に基づいて設立され、その本拠地が外国にある建設業者や建設コンサルタントであり、外国建設会社の代理店(representative offices)とは、1 社あるいは複数の建設会社によってインドネシア代理店に指定された外国籍のインドネシア事務所と定義されている (同大臣規則第 50 号第 1 条 b 及び c)。

国内での営業を希望する外国建設会社は、国内に代理店を設置しなければならず、国内での代理店設置には公共事業大臣の設置許可が必要である (同大臣規則第 50 号第 2 条)。

[申請書類] (同大臣規則第 50 号第 6 条)

- ・ 申請書
- ・ 企業データ

- ・ 従業員データ
- ・ 業務内容明細
- ・ 当該外国建設会社の本社所在国におけるインドネシア政府を代表する在外公設機関あるいは本社所在国の在インドネシア公設機関からの証明書
- ・ 当該外国建設会社からインドネシア代理店を指名する書類
- ・ 当該外国建設会社の納税者番号（NPWP）
- ・ 行政手続費用の領収書

[行政手続費用]

設置許可の有効期間に対する行政手続費用は、外国建設会社の場合、10,000 米ドル相当の金額である（同大臣規則第 50 号第 6 条第 2 項 a）。

②プロジェクト参加条件

外国建設会社は、合弁事業(joint operation)とすることで国内でのプロジェクトに参加することができる（同大臣規則第 50 号第 3 条）。ここでいう合弁事業とは、1 社あるいは複数社の外国建設会社と国内建設会社の間で、限られた期間内に 1 つあるいは複数のプロジェクトを実行するために行われる事業を指し、インドネシア法に準ずる新しい法人組織を指すものではない（同大臣規則第 50 号第 1 条 d）。

合弁事業に参加する国内建設会社は、AKI（インドネシア建設業協会）または GAPENSI（インドネシア全国建設業者組合）に所属しなければならない（同大臣規則第 50 号第 3 条第 2 項）。

③有効期間

外国建設会社に対する設置許可の有効期間は 3 年で、設置許可申請の上、更新できるものとなっている（同大臣規則第 50 号第 9 条）。

(2) 現地法人の設立～外国資本比率について

外国資本制限比率については、WTO の GATS 約束表上の建設分野においては分野横断的に 49%となっており、建設分野についてもこの比率が適用される。いるが、WTO 約束表にあるのみで、法令上の根拠は確認できていない。しかしながら、昨今の規制緩和の流れで 1994 年政令第 20 号等により外国資本比率は 100%も認められるようになり、請負として建設サービスを提供する場合には外国資本比率 100%でも認められている現在でも有効で、建設会社の進出にも適用されている。

※一般的な現地法人設立については、後記「補足」参照。

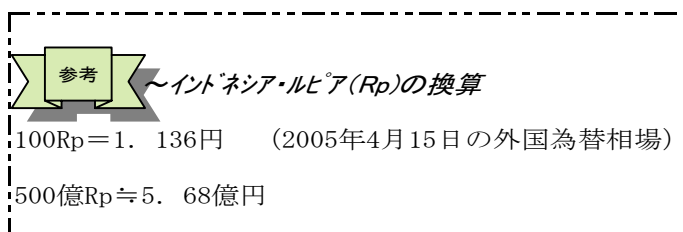
Ⅲ 政府調達関連制度

1. 外国会社の参加について

(1) 参加できる基準額

第 80 号令(2003 年大統領令第 80 号) (第 42 条第 1 項) に基づき、基準額超の調達については外国会社の参加が認められている。

- A. 建設工事施工サービスの場合は 500 億ルピア超
- B. 産品・サービス及びその他のサービスの場合は 100 億ルピア超
- C. コンサルティング・サービスの場合は 50 億ルピア超



全ての調達案件は国内紙で公告されることとなっており、関心を示す者は入札に参加することができる。上記の通り、外国会社は基準額超の調達には参加することができる。

国際入札 (ICB) との違いは、国内紙で公告されるか、国際紙 (英字紙) で公告されるか、に過ぎないようである。

(2) 外国会社の参加・契約条件

政府調達案件に参加する外国会社は、該当の部門で十分な能力を有する国内会社がある場合、国内会社とパートナーシップ、下請け及びその他の形式で **Joint Operation** を結ばなければならない (第 80 号令第 42 条第 2 項)。

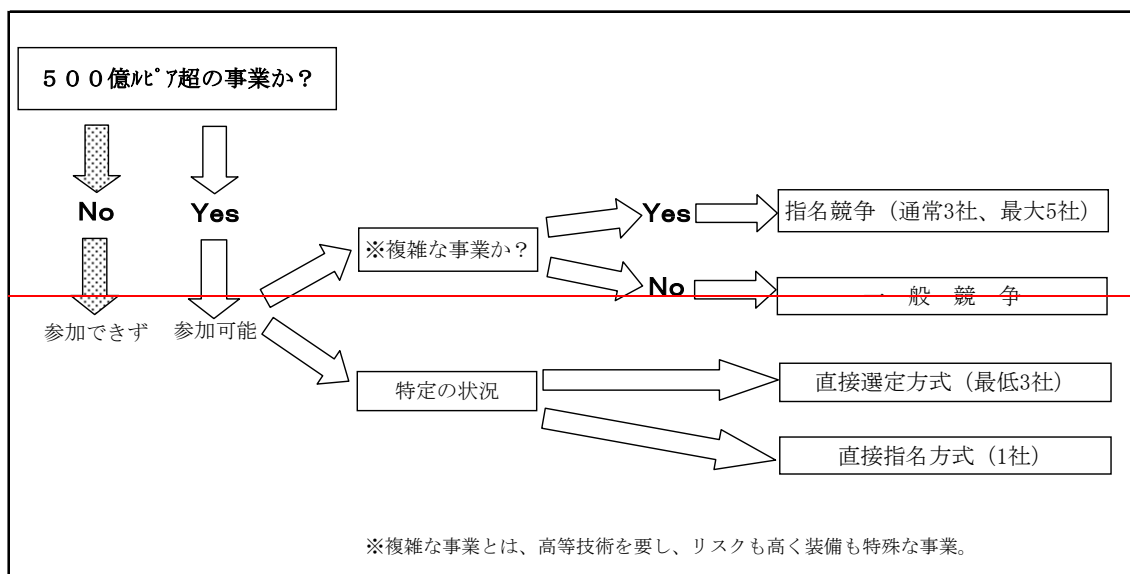
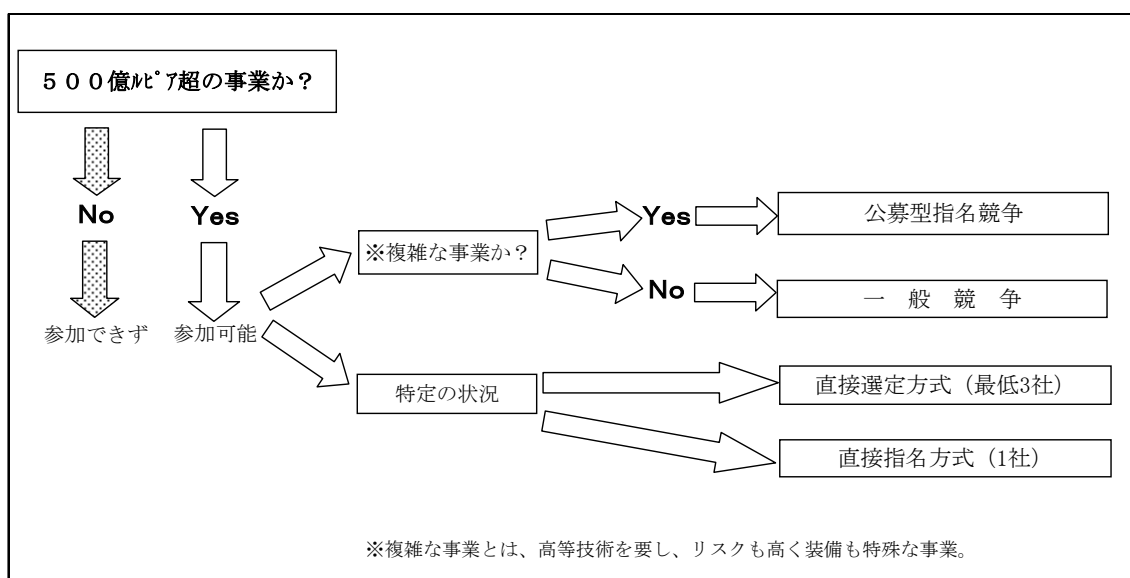
ここでいうパートナーシップとは、国内あるいは海外の物品・サービスの供給者間の事業協力であり、各々が文書による約束として記載されたお互いの合意に基づく明確な権利と義務あるいは責任を持つことをいう (第 80 号令第 1 条第 20 項)。

2. 調達方法

建設工事施工その他のサービス供給者の選定は、基本的には一般競争の方法で行われる (第 80 号令第 17 条第 1 項) が、下記の計 4 種類の調達方法があり、どの方法が

適用されるかについては第 80 号令第 17 条各項で定められており、各発注者はそれらの規定に従って選定する。

【政府調達案件参加のフローチャート】



(1) 種類（第 80 号令第 17 条各項、2000 年政令第 29 号第 1 条各項）

①一般（公開）競争

建設工事施工その他のサービス供給者選定の手法で、少なくとも 1 社の報道機関及び公用掲示板を通じて広く公告し、関心を持ち資格を満たす実業界の国民が広く参加できるよう公開方式で競争入札を行うものである。

② 公募型指名競争

複雑な事業に属する産品・サービスの供給者が制限される場合は、指名競争で行うことができる。少なくとも1社の報道機関および公用掲示板を通じて広く公告し、関心を持ち資格を満たす実業界の国民が広く参加できるよう、事前資格審査に合格し、また会社数が限定されるサービス供給者が参加できる特定の業務（工事）のための入札をいう（指名競争の際の業者の登録はない。）。

ここでいう複雑な事業とは、高等技術を要し、リスクも高く、装備も特殊で金額が500億ルピア超の事業である（第80号令第1条第22項）。

インドネシアの指名競争は、発注者側が実績、技術力等を考慮して、通常3社（最大5社）を指名し競争入札を行うものである。しかしながら、第80号令第17条第3項により、全ての調達は公告されるので、指名されなかった業者も関心があれば入札に参加できることから、公募型指名競争といえるのである。となっている。したがって、一般競争との違いはほとんどない。

注) 第80号令第42条第1項では、外国企業が参加できる建設サービスは500億ルピア超とされている一方で、第17条第3項では500億ルピア超の複雑な事業には指名競争が適用される、とある。このことは実質的に外国企業を排除する可能性があるとも読み取れるが、実際には500億ルピア超の事業であっても高度な技術等を要しない事業には一般競争が適用され、外国企業は参加できるのである。また、指名競争が適用される場合であっても、公告されることから、入札に参加したい企業は参加できることは前記の通りである。

③ 直接選定方式

少なくともサービス供給者3者の入札者を技術面及び価格面から比較させ、交渉を行い、その結果適正価格の調達及び技術的な責任保証ができるよう、一般競争あるいは指名競争を経由せずに行われる方法をいう。

④ 直接指名方式

1社のみに対して技術面及び価格面の交渉を行い、その結果適正価格の調達及び技術的な責任保証ができるよう、一般競争、指名競争あるいは直接選定を経ずに行われる方法をいう。

(2) 優遇措置

国内会社に対する入札上の優遇措置は、第80号令第43条の次の第1項から第3項に規定されている。

- ・ 調達書類では内国産品及び国内請負サービス提供者の優先価格の提示が義務付けら

れる（第1項）。

- ・外国借款で費用が賄われる外国産品/サービス調達における国内生産品に対する優先価格額は、輸入関税を含まない輸入品入札価格の最大15%であること（第2項）。
- ・国内の請負業者が行う請負サービス業務の優先価格額は、外国請負業者の最低入札価格の7.5%であること（第3項）。

3. 調達制度の動向

入札規則は、建設業法に基づいて制定された2000年政令第29号に定められている。同年には、政府調達実施の指針に関する大統領令第18号が発せられたが、政府調達が全ての当事者のために健全なる競争性、透明性、公開性等の原則に基づき効果的かつ効率的に実施されるように、本令の整備が必要となった。そして本令が整備・補強されて制定されたものが、現在の政府調達の根拠法となっている第80号令である。

ただ、現段階において、この第80号令の趣旨に沿って政府調達が実施されているとは言い難い状況である。第80号令が大統領令という形式であるため、法的根拠が若干脆弱であることにも関連しているかと思われるが、係る状況を打破し、その着実な実施を図るべく、国家開発計画庁（Bappenas）は更なる政府調達制度改革を推進するべく検討に入っている。また、国際協力銀行（JBIC）、アジア開発銀行（ADB）や世界銀行（WB）の要請を受けて、政府内にNational Public Procurement Unitを設置するべく準備中であり、更には、第80号令の法律として整備した政府調達法も準備中である。

IV 建設市場

インドネシアにおいては、日系大手ゼネコンに聞き取りをしたところ、現地法人を設立している会社はごく少数であり、ほとんどは駐在員事務所の形態で進出している。現地法人を設立するか、駐在員事務所レベルに留めるかは各会社の判断に負うが、同国が1990年代に入り、外資招致に積極的となり、外国会社に広く門戸は開放されているのは間違いのないところである。同国では資金不足と労働者スキルの未熟さは依然として問題であり、その点でも外資招致に積極的な理由となっている。

建設行政を担っているのは、政府機関としての公共事業省と、独立組織で、政府機関のパートナーとして位置付けられているCSDBである。外国建設会社が同国に代理店を設置する場合、公共事業省からの設置許可が必要で、その他CSDBへの登録も必要であるが、現状、CSDBは国内業者の登録で精一杯であり、外国建設会社の登録は今後の課題として検討されている。

V 課題

- (1) インドネシアでは、各種法令の透明性と実行面での確実性がかねてより問題視されていた。例えば、外国会社が進出する場合の外国資本比率だが、日系進出企業へ聞き取りした際にも、上限が 95% という答えもあれば、100% に上限が引き上がったという答えもあるように、法令として徹底されておらず、不透明でわかりづらいものとなっている。通達も多いようであり、同国への進出を検討する会社は、その時点で有効な法令や通達を常に確認するというスタンスが必要であり、進出後も同様である。
- (2) 法令面の問題のほか、運用面でも問題はあり、行政サイドでも認識しているところである。代表的なものとして、まず C S D B への登録状況が挙げられる。建設業法に基づき、国内建設会社のほか外国建設会社も C S D B への登録が必要であるが、国内建設会社約 97,000 社の取り扱いで精一杯であり、現在までに外国建設会社の登録はできていないのが実状である。この点については公共事業省と C S D B は課題として認識している。現在、両者間で今後外国建設会社の登録をどのように施行していくのか検討中であり、近い将来に外国建設会社の C S D B 登録は開始される見込みである。
- (3) 2 点目として許可の重複の問題がある。現在、建設業法に基づく 2000 年政令第 28 号により、証明書の発行は C S D B が、建設業許可の発行は地方政府が担当しているが、重複感があることは否めない。この点について公共事業省に確認したところ、確かに重複していると考えられても仕方がないが、歴史的に別々のステップが踏まれており、建設業許可制度まで C S D B に任せる訳にはいかないとの認識で、分けられているのである。

ただ、国内建設会社からは（重複していることへの）不満はないようである。
- (4) 3 点目は政府調達面であるが、現段階において第 80 号令の趣旨に則って政府調達が実施されているとは言い難いのが実状であることは前述した。国家開発計画庁（Bappenas）が担当しているが、同庁では政府調達に関するデータも把握しておらず、制度改革を推進しているところである。

以上のように、同国は法令面、運用面等でまさに発展途上であるといえ、今後の体制整備が注目される。

《補足》

○ 現地法人設立に関して（一般論）

インドネシア政府は 1967 年 1 月に外国投資法を制定し、1970 年には法律第 11 号

にて一部改正と補遺がなされた。それ以後投資に関する法律は制定されていなかったが、スハルト大統領（当時）の開発内閣の下、積極的な外資招致が行われ、1994年政令第20号（通称「P.P 20ドアブルー」）が制定された。同政令は外資を呼び込むためにドラスティックな規制緩和を打ち出したもので、それ以降続く規制緩和の潮流の根幹をなすものとして、非常に重要な政令とされている。

[外国投資の形態]・・・1994年政令第20号第2章、第6章及び第7章。

- A. 外国資本とインドネシア法人との合弁の場合・・・インドネシア側の最低出資比率は5%である。
- B. 外国資本100%の場合・・・設立された会社は商業生産開始時点から起算して最長15年以内に株式の一部を外国資本からインドネシア側に譲渡するか、あるいは国内資本市場を経由して売却しなければならない（譲渡する部分の具体的比率についての明確な規定はないが、現在適用されているルールとしては、『最低5%』であることをインドネシア投資調整庁日本事務所に確認済み）。

※ 設立された現地法人は、以後はインドネシア国内法の対象となる。

※ 現地法人は「ローカル」とみなされることから、現地法人と現地子会社とのJVも可能となる。

[事業範囲について]

合弁会社の場合、国家にとって重要であるとされ、国民生活上必要とされる事業即ち港湾建設事業、一般大衆向けの配電を含む電力生産と送電事業、通信事業、航海事業、航空運営事業、上下水道事業、公共鉄道事業、原子力発電事業及び情報産業等の事業活動を行うことができ、外国資本100%の会社の場合は上記事業活動を行うことができない（1994年政令第20号第5章）。ただ、インドネシア投資調整庁によると、外資100%の会社は上記事業への投資・運営はできないものの、工事の請負は可能で、また、ビル建設等の一般の建設も可能とのことである。このことは、1994年政令第20号やその他の法令には依拠していない。

[外国投資許可申請窓口]

従来は申請窓口としては、投資調整庁のほか、地方政府やインドネシア政府の在外公館があったが、2004年4月12日付けにてワンルーフ体制に関する大統領令第29号が制定され、投資調整庁に一元化された。

⁸[申請書類]

⁸ JICAの投資調整庁資料および投資調整庁日本事務所資料より記載。

- ・ 申請書
- ・ 投資会社（外国会社）の定款（英語またはインドネシア語）
- ・ 納税者登録番号
- ・ 事業計画の説明（サービス業の場合）
- ・ 委任状（申請を第三者が代行する場合）
- （合弁形態の場合）
- ・ 合弁契約書（英語またはインドネシア語。外資 100%出資の場合は不要）
- ・ インドネシア側パートナーの定款
- ・ インドネシア側パートナーの納税登録者番号証（NPWP）の写し
- ・ 合弁が条件となる事業分野について
 - a 小規模事業との合弁にかかる合意に関する書面による共同合意書/契約書で合弁する当事者の氏名と住所、適用する合弁形態、当事者双方の権利と義務及び小規模事業に対して実施する指導のタイプなどについて記載したもの。
 - b.小規模事業者が 1995 年法律第 9 号に基づき小規模事業としての条件を満たしていることに関する、小規模事業者からの表明書（収入印紙を貼付）。

[許可期間]

外国投資で設立された会社に対して、会社が商業生産を開始した時点から起算して 30 年間に亘って営業許可書（尼語で *Izin Usaha Tetap=I.U.T*）が与えられる。そして、国家の経済並びに開発にとって充分役に立っている事業活動を継続している場合には、更に 30 年間の更新が可能である（1994 年政令第 20 号第 3 章）。

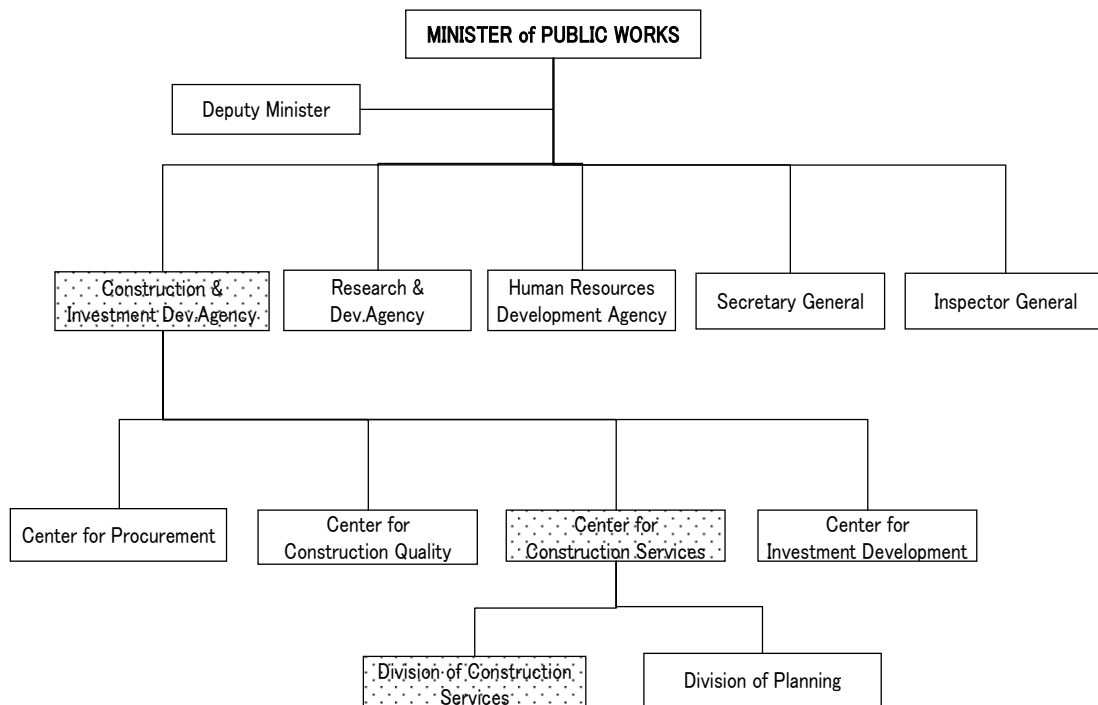
《参考～建設行政に関する関係省庁及び機関》

○ 公共事業省 (Ministry of Public Works)

現在、中央政府による建設行政は、公共事業省で行われている。従前の内閣では、インフラ・定住省 (Ministry of Infrastructure and Regional Settlements) が担当省であったが、2004 年 11 月に同省が公共事業省と住宅省 (Ministry of Housing) に分裂し、公共事業省が建設行政の担当省となった。

公共事業省の下に建設投資開発庁があり、同庁には 4 つのセンターがある。その 1 つが Center for Construction Services であり、そのセンター内に建設業課 (Division of Construction Services) がある。

[公共事業省組織図]



公共事業省より入手した資料より作成

○ CSDB (Construction Services Development Board)

[沿革]

政府は建設事業再建のために、建設業法や第 80 号令等の重要政策を打ち立てた。また政府は、特に建設業法施行のため、政令を 3 本（2000 年政令第 28 号、第 29 号及び第 30 号）発し、このうち政令第 28 号により、CSDB を設立・運営した。

CSDB は、シンガポールの国家開発省(MND)下にある建築建設庁(BCA)やマレーシアの公共事業省下にある CIDB と類似の機関であるが、両者が政府機関であるのに対し、CSDB は中立的かつ自治的な運営を目指し、政府のパートナーという意味合いで、非政府機関であり独立した機関である。

[構成]

CSDB の委員会の構成は、建設業法第 33 条第 1 項及び 2000 年政令第 28 号第 24 条第 3 項にて規定されており、下記のとおりである。

- a 建設業者組合
- b 建設業専門職組合
- c 建設部門の権威者及び大学の建設関連学科
- d 関係政府機関

委員会のメンバーは 24 名で、構成は、建設業者、建設業専門職、専門家及び大学、

関係政府機関がそれぞれ 6 の割合である。

[役割・職務]

CSDB の役割・職務は次のとおりである。(2000 年政令第 28 号第 28 条第 1 項)

- a 調査研究を行い、建設業の発展を促すこと。
- b 建設業における教育・訓練活動。
- c 分類、格付け、技術職資格及び専門職資格を含む建設業就労者登録の実施。
- d 建設業の会社登録の実施。
- e 建設業における仲裁、調停及び専門的評価機関の役割を促進し、向上させること。

CSDB には州事務所が現在 30 あり、近い将来 33 となる予定である。証明書の発行は州事務所に限らず、業界団体 Associations に委任していることもある。現在委任している協会数は 23 に及ぶ (委任規定は 2000 年政令第 28 号第 8 条第 5 項)。